佐賀県告示第 239 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和5年11月21日から令和5年12月20日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀外環状 線	佐賀市久保田町大字新田字新田 3266 番 1 地先から 佐賀市久保田町大字徳万字中新屋敷田 887 番地先まで	令和 5. 11. 27